

**頭巾山青少年旅行村かやぶきの家建築資材活用業務
公募型プロポーザル実施要領**

1 業務目的

江戸時代末期の民家が移築された貴重な建築物である頭巾山青少年旅行村の「かやぶきの家」の供用を廃止するに当たり、その建築資材を有効に活用するため、頭巾山青少年旅行村かやぶきの家建築資材活用業務を実施する。

2 対象業務

(1) 業務内容

仕様書のとおり

(2) 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

(3) 予算額（委託金額の上限）

5, 236, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 応募資格

応募期限日において、以下のすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始または民事再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (3) おおい町から入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。
- (4) おおい町暴力団排除条例（平成23年おおい町条例第24号）第6条に規定する排除対象でないこと。

4 スケジュール

公募開始	令和7年 4月25日（金）
現地説明会申込期限	令和7年 5月 2日（金）正午
現地説明会	令和7年 5月 7日（水）13時～14時
質問受付期限	令和7年 5月12日（月）17時
質問回答期日	令和7年 5月16日（金）
応募期限	令和7年 5月23日（金）17時
審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和7年 5月28日（水）
審査結果通知	令和7年 5月30日（金）
契約締結	令和7年 6月中旬予定

5 応募方法

- (1) 応募期限：令和7年5月23日（金）17時（必着）
- (2) 応募方法：電子データの送付 送付先：shoukan@town.ohi.lg.jp
- (3) 応募書類
 - ①提案書
提案概要をA4横判・パワーポイント20ページ以内で記載し、表紙（別紙様式1号）を添付
全体方針、業務実施方法、業務実施体制、関連業務実績、スケジュール等を記載すること
 - ②会社概要
 - ③業務実施提案参加資格誓約書（別紙様式4号）
 - ④見積書
仕様書に基づいた業務実施に要する経費及びその他必要とする経費とし、明細等が分かるものとする（様式は自由）。
- (4) その他
提出された提案書について、町から内容に関する質問及び補正を命じることがある。
また、提出後における提案書の追加及び変更は認めない。

6 現地説明会

- (1) 日時：令和7年5月7日（水）13時～14時
- (2) 集合場所：頭巾山青少年旅行村ホテル流星館ロビー
- (3) 申込方法：令和7年5月2日（金）正午までに、申込書（別紙様式2号）により申し込むこと。（郵送、FAX、電子メール可）
- (4) その他：申請予定者は、原則出席すること。（欠席の場合でも、説明会での説明事項は全て了知されたものとみなす。）
出席者は、1団体につき3名以内とする。

7 応募に関する質問

- (1) 方法
質問がある場合は、令和7年5月12日（月）17時までに質問書（別紙様式3号）に質問内容を記載し、E-mailにより提出した後、電話連絡すること。
- (2) 回答
質問への回答は、令和7年5月16日（金）までにHPに掲載することにより行う。
ただし、軽微な質問については、口頭等により回答する場合がある。

8 審査方法と審査基準

- (1) 審査方法

提出されたすべての応募書類から書面審査による1次審査を実施する。また、1次審査合格者による2次審査として、プレゼンテーション（15分以内）及びヒアリング（10分程度）を行う。

なお、提案内容には民間団体の秘密に属するものが含まれるため、審査は非公開で行う。

2次審査日：令和7年5月28日（水）

※2次審査はWEB会議にて実施する予定であるが、詳細については1次審査合格者の通知の際に併せて通知する。

（2）審査基準

審査にあたっては、以下の基準により評価するので、応募者はこれを踏まえて提案書を作成し、プレゼンテーションを行うこと。

審査事項	審査項目	評価のポイント
提案内容	業務適合性	企画提案の内容が仕様書の「3 業務目的」を理解し、目的を達成できるものとなっているか。
		企画提案の内容が仕様書の「4 業務内容」を全て実施できるものとなっているか。
	実施方法	業務の実施方法が具体的かつ明確に示されているか。
遂行能力	業務実績	関連する業務実績があるか。
	知見	業務に関する専門的な知識を有しているか。
	実施体制	実施体制は十分であるか。
経済性	見積価格	提案内容に応じた妥当な見積額であるか。

（3）審査結果

1次審査結果は、応募者全員に通知する。

2次審査結果は、2次審査対象者全員に書面で通知する。

※この審査は、応募者の能力や提案内容を評価するために行うものであり、審査の結果委託先候補者に特定されても、提案書の内容をそのまま了承するものではないので留意すること。

9 契約

（1）契約の相手方の決定方法

審査委員会の審査により、評価が最も高かった応募者を委託先候補に特定する。

なお、審査においては、審査委員の評価の合計点数が一定以上の提案のみを適当な提案として認める。町は、委託先候補者と提案書等の内容を基に、業務履行に必要な具体的な協議を行う。

（2）契約方法等

町と委託先候補者の協議が整った場合は、委託先候補者から改めて見積書を徴収

し、見積書の内容を精査の上、地方自治法施行例第167条の2の規定に基づき、随意契約による委託契約を締結する。

(3) 特定結果の無効等

委託先候補者が、契約締結までの間に3の各号の一に該当しないこととなった場合には、町は、業務の委託契約を締結しないことができる。その場合において、町は一切の損害賠償の責めを負わない。

(4) 再委託

本委託業務の全てを再委託することは一切認めない。ただし、必要により一部を再委託する場合には、町に協議のうえ、その承諾を得るものとする。

10 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- ア 提案に応募する資格がない者が提案したとき。
- イ 所定の日時及び場所にプロポーザル参加の意思表示、提案書を提出しないとき。
- ウ 同一のプロポーザルに対して、2以上の提案をしたとき。
- エ 同一のプロポーザルに対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- オ 同一のプロポーザルに対して、2以上の代理人をしたとき。
- カ 提案に関連して談合等の不正行為があったとき。
- キ 見積書の金額、住所、氏名、もしくは重要な文書の誤脱、または認識できない見積または金額を訂正した見積をしたとき。
- ク その他、提示した事項及びプロポーザルに関する条件に違反したとき。

11 応募先及び問い合わせ先

- (1) 名称：おおい町商工観光課（担当：細川）
- (2) 所在地：〒919-2111 福井県大飯郡おおい町本郷136-1-1
- (3) 連絡先：電話 0770-77-4056
E-mail shoukan@town.ohi.lg.jp
(土・日・祝日を除く8時30分から17時まで)

12 その他

- (1) 提案書の作成、提出経費は全て提案者の負担とし、提出書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は必要に応じて複写することがあるが、使用は町の内部及び1次審査、2次審査の審査目的に限る。
- (3) 本委託業務に関し、町から受領または閲覧した資料等は、町の詳細なく公表または使用してはならない。

(別紙様式1号)

令和7年 月 日

頭巾山青少年旅行村かやぶきの家建築資材活用業務
実施提案書

おおい町長 中塚 寛 様

所在地 _____

法人(団体)名 _____

代表者名 _____ 印

事業担当者氏名 _____

電話番号 _____

電子メール _____

このことについて、本書のとおり応募します。

(別紙様式3号)

質 問 書

おおい町商工観光課 あて

E-mail : shoukan@town.ohi.lg.jp

質問日 : 令和7年 月 日

会社名 :

担当者名 :

TEL :

メール :

業務名 : 頭巾山青少年旅行村かやぶきの家建築資材活用業務

<質問内容>

質問受付期間 : 令和7年5月12日(月) 17時まで

(別紙様式4)

令和7年 月 日

業務実施提案参加資格誓約書

おおい町長 中塚 寛 様

所在地
事業者名
代表者職・氏名

頭巾山青少年旅行村かやぶきの家建築資材活用業務にかかる実施提案の参加申請にあたり、下記の応募資格をすべて満たしていることを誓約します。

記

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始または民事再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (3) おおい町から入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。
- (4) おおい町暴力団排除条例（平成23年おおい町条例第24号）第6条に規定する排除対象でないこと。